

交通事故防止対策の推進について



(神戸マラソンでの交通機動隊員による先導状況)

警 察 本 部

交通関係データの全国比較

区分	比較	全国	兵庫県 (全国順位)	備考
人	口 (千人)	124,352	5,370 7位	総務省調
車	両台数 (台)	91,567,693	3,506,877 9位	国土交通省調
道	路実延長 (km)	1,230,387.9	36,872.1 11位	国土交通省調
免	許人口 (人)	81,861,302	3,421,029 7位	警察庁調
人	身事故件数 (件)	210,446	11,345 8位	警察庁、県警察本部調 兵庫県:前年対比-509件
死	者数 (人)	1,876	74 8位	警察庁調 兵庫県:前年対比+6人
	人口10万人当たり (令和6年9月末) (人)	1.51	1.38 37位	警察庁調
	車両1万台当たり (令和6年9月末) (人)	0.21	0.21 21位	警察庁調
	免許人口1万人当たり (令和6年9月末) (人)	0.23	0.22 35位	警察庁調
	道路延長千キロ当たり (令和6年9月末) (人)	1.53	2.01 9位	警察庁調

目 次

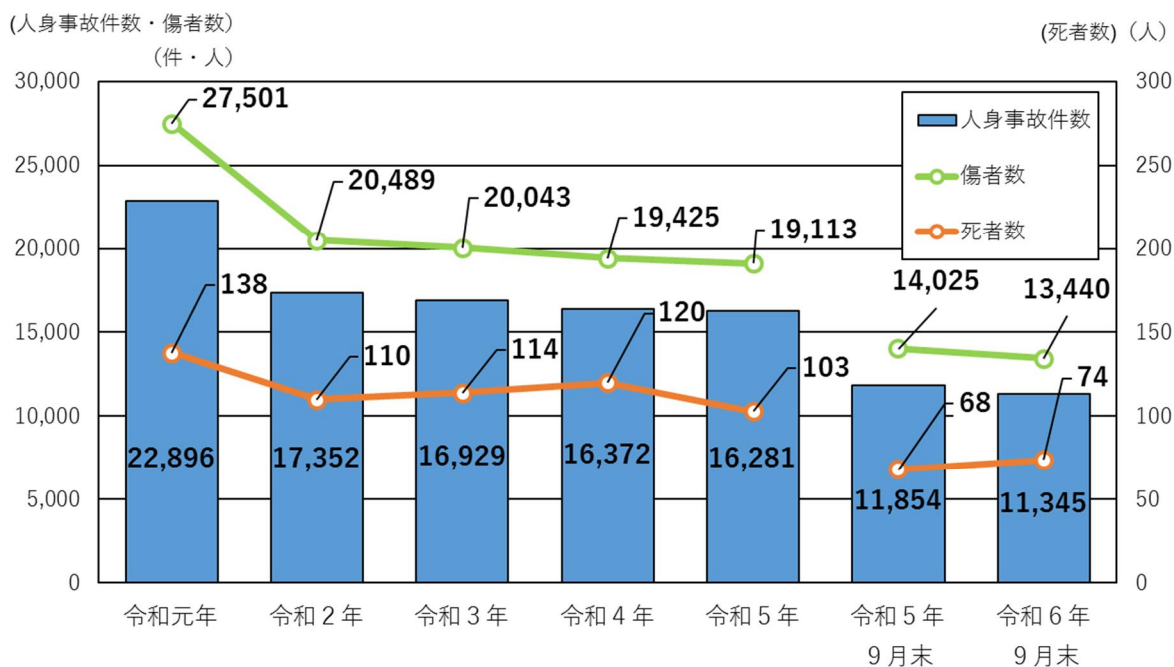
第1	交通事故発生状況	5
1	交通事故の推移（過去5年）	5
2	令和6年9月末の交通死亡事故の特徴	6
(1)	年齢層別の死者数	6
(2)	類型別の死者数	7
(3)	状態別の死者数	8
第2	交通安全教育の推進	9
1	子供に対する交通安全教育	9
2	高齢者に対する交通安全教育	9
(1)	高齢歩行者に対する交通安全教育	9
(2)	高齢運転者に対する交通安全教育	9
3	自転車利用者に対する交通安全教育等	10
(1)	自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上	10
(2)	道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う広報啓発の推進	10
4	歩行者優先意識の醸成に向けた活動	11
5	SNSを活用した広報啓発	11
6	企業と連携した交通安全啓発	11
第3	運転者対策の推進	12
1	運転免許保有者の状況	12
2	運転免許試験の実施状況	12
(1)	運転免許試験の実施	12
(2)	外国免許から日本免許への切替試験	13
3	運転者教育	13
4	迅速・確実な行政処分	14
(1)	悪質・危険運転者の早期排除	14
(2)	一定の病気等が疑われる者の把握	14
(3)	臨時適性検査等の確実な実施	14
5	高齢運転者対策	14
(1)	高齢者講習の実施	14
(2)	認知機能検査の実施	15
(3)	運転技能検査の実施	15
(4)	安全運転相談の実施等	15
6	運転免許証とマイナンバーカードの一体化等	15
第4	効果的な交通指導取締りの推進	16
1	基本方針	16
2	交通指導取締りの重点	16
(1)	自転車、電動モビリティに対する指導取締り	16
ア	自転車利用者に対する指導取締り	16
イ	電動モビリティ利用者に対する指導取締り	16
(2)	横断歩行者に関連する指導取締り	17

ア	横断歩行者妨害違反の指導取締り	17
イ	歩行者に対する指導警告の強化	17
(3)	飲酒運転の指導取締り	17
(4)	妨害運転の指導取締り	17
(5)	最高速度違反の指導取締り	18
3	通学路及び生活道路における指導取締り	18
4	暴走族の取締り	18
5	違法駐車対策	19
6	受傷事故防止対策	19
第5	交通事故事件の捜査	20
1	迅速的確な初動捜査	20
2	ひき逃げ事件の捜査	20
3	危険運転致死傷罪の捜査	20
4	適切な被害者支援の推進	20
第6	交通部執行隊の活動	21
1	交通機動隊の活動	21
2	高速道路交通警察隊の活動	21
3	広域緊急援助隊（交通部隊）としての活動	21

第1 交通事故発生状況

1 交通事故の推移（過去5年）

過去5年間の県内における人身事故件数、死者数及び傷者数は減少傾向にある。令和5年中の死者数は103人で、統計を保有する昭和22年以降で最少となった。



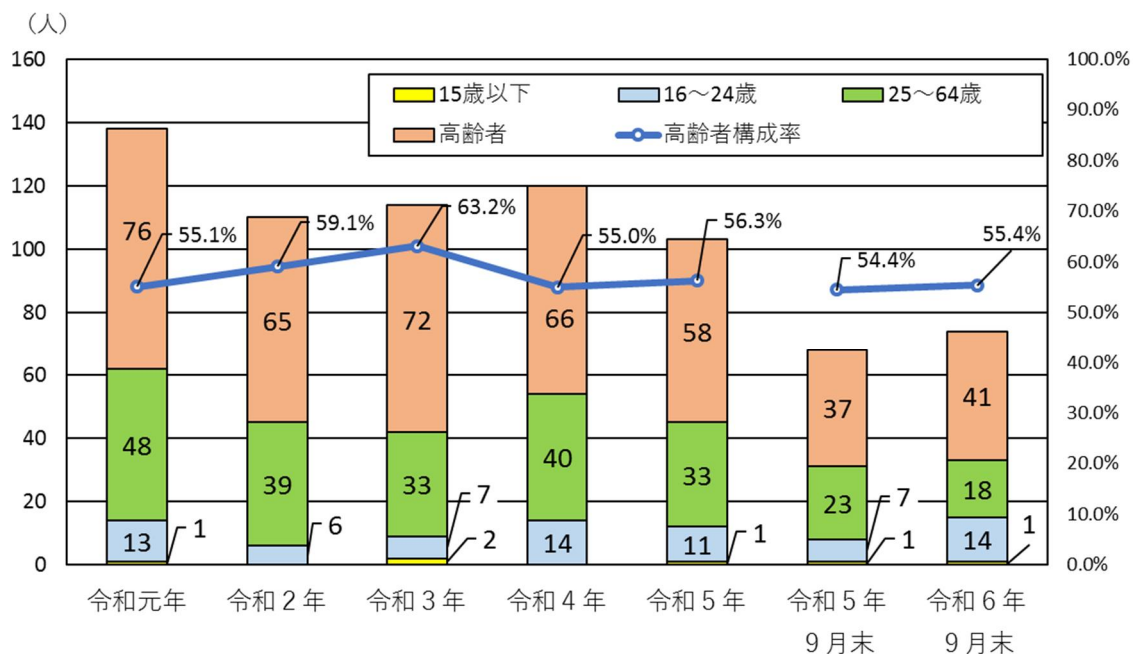
区分	(人)								
	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年9月末	令和6年9月末	増減
人身事故件数(件)		22,896	17,352	16,929	16,372	16,281	11,854	11,345	-509
指数		100.0	75.8	73.9	71.5	71.1	-	-	-
死者数(人)		138	110	114	120	103	68	74	6
指数		100.0	79.7	82.6	87.0	74.6	-	-	-
傷者数(人)		27,501	20,489	20,043	19,425	19,113	14,025	13,440	-585
指数		100.0	74.5	72.9	70.6	69.5	-	-	-
全国死者数(人)		3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	1,872	1,876	4
指数		100.0	88.3	82.0	81.2	83.3	-	-	-

- 注 1 指数は令和元年を100としている。
 2 「死者」とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人をいう。

2 令和6年9月末の交通死亡事故の特徴

(1) 年齢層別の死者数

74人の死者のうち、65歳以上の高齢者が41人で、前年同期比で4人増加し、全死者数の55.4%を占めている。

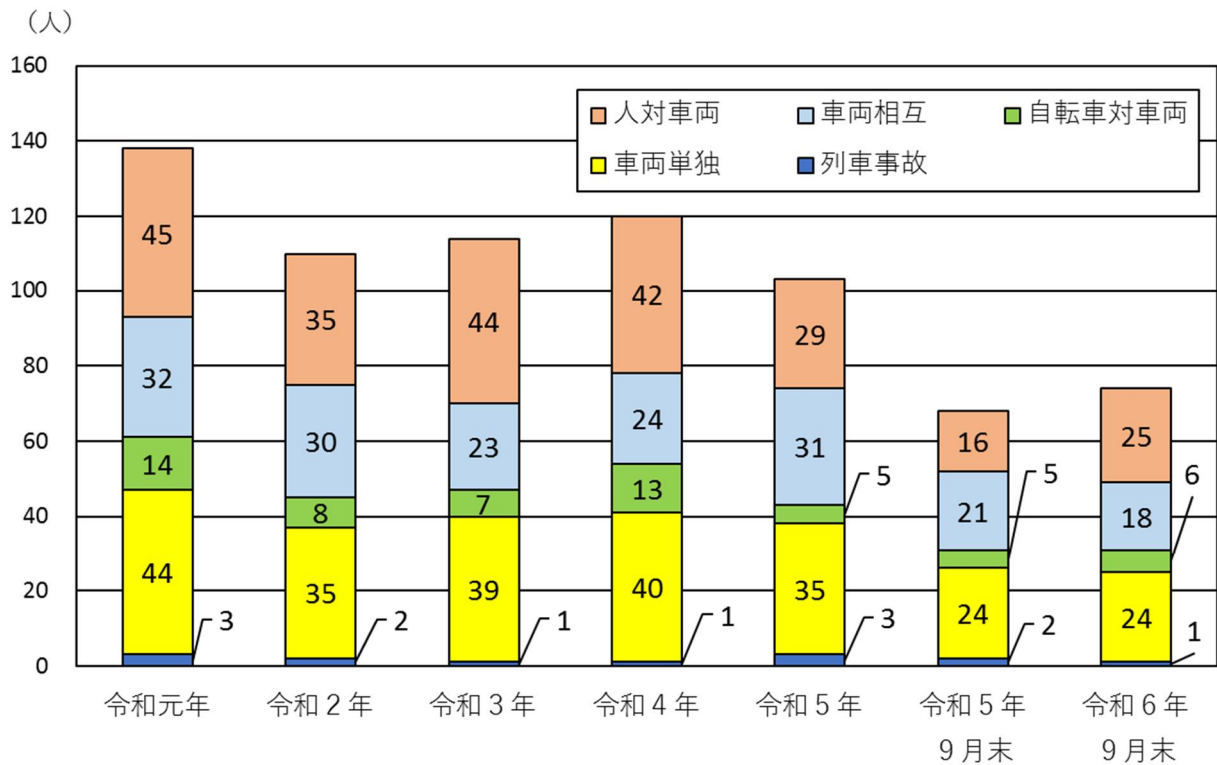


(人)

区分	年								増減
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年9月末	令和6年9月末		
15歳以下	1	0	2	0	1	1	1	0	
16～24歳	13	6	7	14	11	7	14	7	
16～19歳	3	1	1	6	2	1	5	4	
20～24歳	10	5	6	8	9	6	9	3	
25～64歳	48	39	33	40	33	23	18	-5	
25～29歳	2	4	3	3	3	2	2	0	
30～39歳	10	4	4	9	2	1	1	0	
40～49歳	12	12	11	12	10	6	5	-1	
50～59歳	15	12	11	11	9	8	5	-3	
60～64歳	9	7	4	5	9	6	5	-1	
65歳以上	76	65	72	66	58	37	41	4	
65～74歳	25	19	26	22	24	18	12	-6	
75歳以上	51	46	46	44	34	19	29	10	
合計	138	110	114	120	103	68	74	6	
高齢者構成率 (%)	兵庫	55.1	59.1	63.2	55.0	56.3	54.4	55.4	1.0
(%)	全国	55.4	56.2	57.7	56.4	54.7	52.8	55.7	2.9

(2) 類型別の死者数

74人の死者のうち、人対車両の死者が25人で、前年同期比で9人増加し、全死者数の33.8%を占めている。



(人)

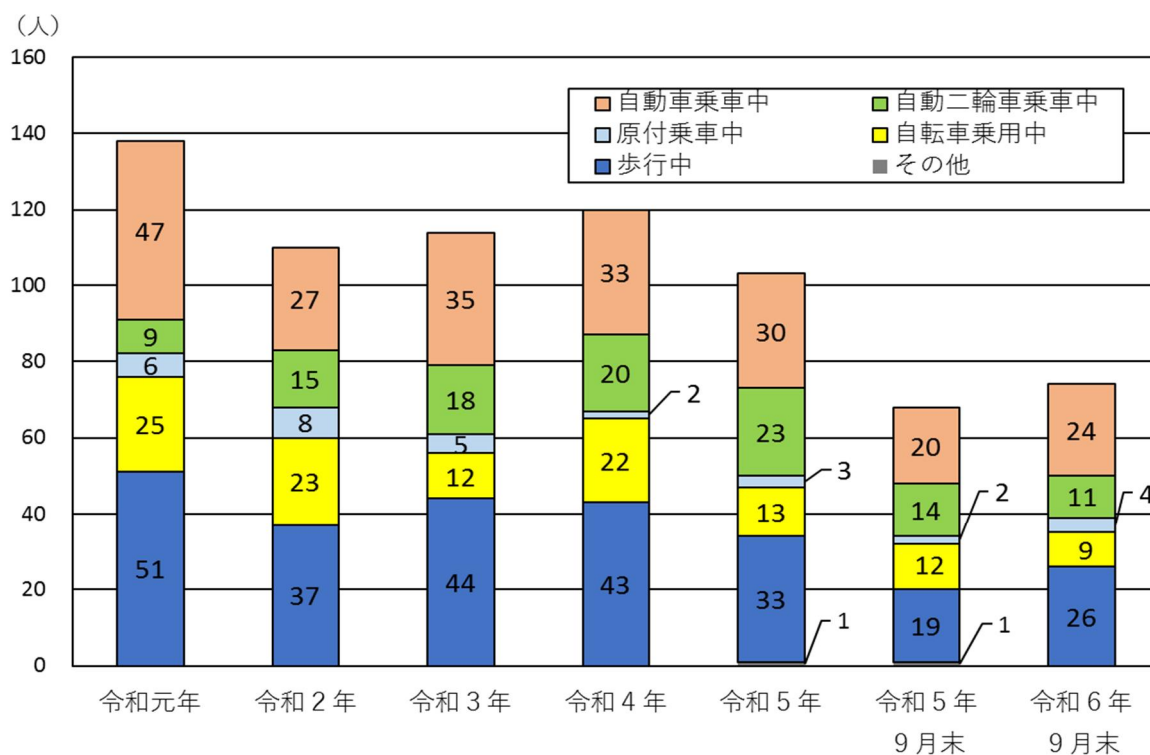
区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年9月末	令和6年9月末	増減	構成率 (%)
人 対 車 両	45	35	44	42	29	16	25	9	33.8%
車 両 相 互	32	30	23	24	31	21	18	-3	24.3%
自 転 車 対 車 両	14	8	7	13	5	5	6	1	8.1%
車 両 単 独	44	35	39	40	35	24	24	0	32.4%
列 車 事 故	3	2	1	1	3	2	1	-1	1.4%
合 計	138	110	114	120	103	68	74	6	100.0%

注 1 車両には、自転車等の軽車両を含む。

2 「自転車対車両」欄は、車両相互の死者数のうち自転車が関係する事故の死者数を外数で計上している。

(3) 状態別の死者数

74人の死者のうち、歩行中の死者が26人で、前年同期比で7人増加し、全死者数の35.1%を占めている。



区分	年							増減	構成率 (%)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年9月末	令和6年9月末		
自動車乗車中	47	27	35	33	30	20	24	4	32.4%
自動二輪車乗車中	9	15	18	20	23	14	11	-3	14.9%
原付乗車中	6	8	5	2	3	2	4	2	5.4%
自転車乗用中	25	23	12	22	13	12	9	-3	12.2%
歩行中	51	37	44	43	33	19	26	7	35.1%
その他	0	0	0	0	1	1	0	-1	-
合計	138	110	114	120	103	68	74	6	100.0%

注 1 自動車とは、小型特殊車以上の車両をいう。

2 令和5年の「その他」とは、単独事故後、運転手不在となった駐車車両に後続車が衝突し、駐車車両の同乗者が死亡したものである。

第2 交通安全教育の推進

1 子供に対する交通安全教育

基本的な交通ルールを習得させ、安全に道路を通行することができるよう、通学路等における具体的な危険箇所を示すほか、道路の横断方法に関する実技を交えるなど、幼児、児童又は生徒それぞれの発達段階に応じた交通安全教育を実施している。

【子供に対する交通安全教育実施状況】

年	区分	回数(回)		受講人数(人)	
		回数(回)	受講人数(人)	回数(回)	受講人数(人)
	令和元年	4,767	534,880		
	令和2年	2,358	179,875		
	令和3年	2,965	242,713		
	令和4年	3,334	262,015		
	令和5年	3,889	322,648		
	令和5年9月末	2,804	234,413		
	令和6年9月末	2,949	227,966		
	増減	145	-6,447		



【幼児に対する交通安全教育】

2 高齢者に対する交通安全教育

(1) 高齢歩行者に対する交通安全教育

高齢者が立ち寄る店舗や医療機関等に協力を求め「待ち受け型」の交通安全教育を実施し、無理な横断の禁止や夜光反射材の着用等について指導しているほか、高齢者宅戸別訪問活動を積極的に行っている。

【待ち受け型及び高齢者宅戸別訪問活動の実施状況】

年	区分	待ち受け型		高齢者宅戸別訪問	
		回数(回)	受講人数(人)	世帯数(世帯)	対象者数(人)
	令和元年	1,577	59,373	197,341	248,589
	令和2年	1,916	57,792	88,416	114,348
	令和3年	1,750	42,590	151,987	187,916
	令和4年	1,037	30,758	157,659	204,500
	令和5年	1,156	45,008	297,236	414,410
	令和5年9月末	827	32,266	209,532	286,521
	令和6年9月末	1,043	30,932	249,114	366,380
	増減	216	-1,334	39,582	79,859



【高齢者宅戸別訪問活動】

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化を理解させるため車両を実際に運転して実車指導等を行うシルバー・ドライバーズ・スクールや、自動車運転シミュレーターを使用した交通安全教室を行うなど、高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。

【シルバー・ドライバーズ・スクールの実施状況】

年	区分	回数(回)		受講人数(人)	
		回数(回)	受講人数(人)	回数(回)	受講人数(人)
	令和元年	156	2,405		
	令和2年	66	1,051		
	令和3年	65	1,140		
	令和4年	89	959		
	令和5年	90	1,425		
	令和5年9月末	56	814		
	令和6年9月末	63	1,269		
	増減	7	455		



【自動車運転シミュレーター】

3 自転車利用者に対する交通安全教育等

(1) 自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上

自転車の安全な利用に向けて、各種啓発活動を行うとともに自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室やスクアード・ストレイト方式による交通安全教育等を推進している。

また、ライフステージに応じた適切な交通安全教育を実施するため、子供・高齢者・外国人・障害者など様々な自転車利用者に対する交通安全教育を実施している。

特に、自転車乗用中の事故による負傷者数の多い高校生に対しては、事前学習、効果測定、実践行動を一体化した交通事故防止対策である「兵庫県警察自転車セーフティプロジェクト（通称：チャリプロ）」を推進し、自転車の正しい交通ルールとマナーの浸透を図っている。

【自転車教室等の実施状況】

		自転車教室等
令和元年	回数	3,410
	受講人数	343,068
令和2年	回数	469
	受講人数	10,069
令和3年	回数	2,080
	受講人数	148,895
令和4年	回数	2,064
	受講人数	169,959
令和5年	回数	2,939
	受講人数	242,049
令和5年 9月末	回数	2,181
	受講人数	175,007
令和6年 9月末	回数	2,123
	受講人数	154,306
増減	回数	-58
	受講人数	-20,701



【タブレットを活用した効果測定】



【外国人に対する交通安全教育】



【高校生チャリプロのテスト画面】

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う広報啓発の推進

本年11月1日に施行された、自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転の罰則の新設等について周知を図っている。

また、今後施行される自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用等について、広報啓発を行っている。



【改正道交法2024のポイント啓発チラシ】



【YouTube等SNSへの掲載状況】



4 歩行者優先意識の醸成に向けた活動

横断歩道における重大な交通事故の発生を防ぐため、「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」を推進し、横断歩行者及び運転者の安全意識の向上を図っている。

また、主に通学路にある信号機のない横断歩道のうち、交通事故発生状況や地域住民の要望等を踏まえて、警察署ごとに「おもいやり横断歩道」を指定し、啓発活動や交通指導取締りを実施している。



【横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実施状況】

注 横断歩道合図（アイズ）運動プラスとは、横断歩道において歩行者と運転者が手と目で相互に合図を送りあう「横断歩道合図（アイズ）運動」に加えて、横断歩道又は自転車横断帯ありのダイヤモンドの道路標示を認めれば運転者が減速することを呼びかける「横断歩道手前減速運動」を加えたものをいう。

5 SNSを活用した広報啓発

交通企画課が管理する公式SNSアカウントに、交通事故、交通指導取締りや交通安全イベントの情報、交通安全啓発動画等を投稿し、交通安全意識の高揚を図っている。

【交通企画課のSNS状況】（令和6年9月末）（件）

種別	区分	投稿数	フォロワー数	開設日
Facebook		10,342	1,776	令和2年3月
	X(旧Twitter)	10,342	14,254	
Instagram		1,782	1,555	令和3年11月



【著名人を起用した交通安全啓発イベント】



【高校生と連携した交通安全セレモニー】

6 企業と連携した交通安全啓発

県内の企業が行う社会貢献活動と連携し、交通安全メッセージ等を装飾したラッピング車両や商品などの共同企画を行い、県民から共感を得られやすいよう工夫を凝らした交通安全啓発を推進している。



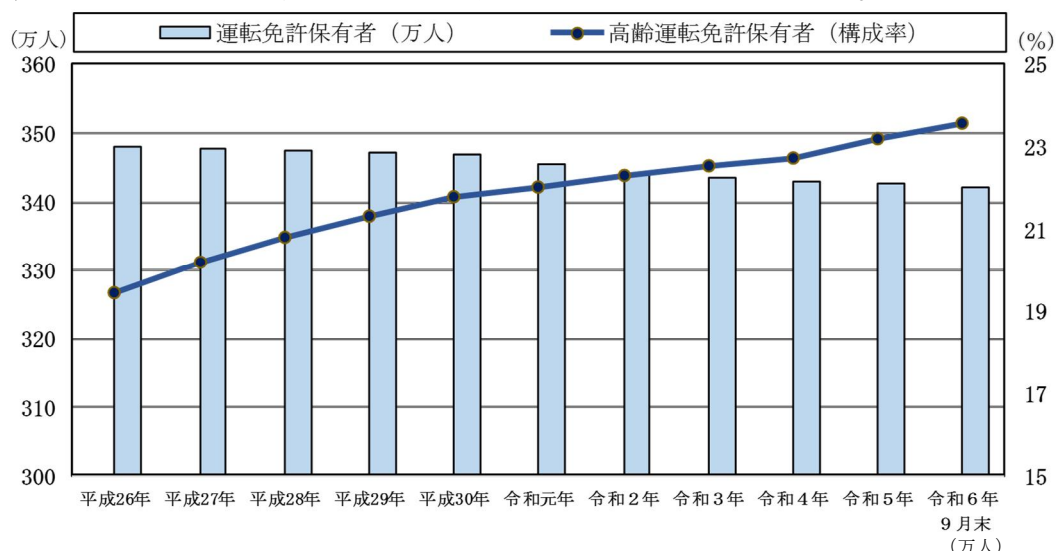
【企業と連携した交通安全啓発】

第3 運転者対策の推進

1 運転免許保有者の状況

令和6年9月末における県内の運転免許保有者は、約342万1千人(全国第7位)で、平成26年末の約348万人をピークに年々減少傾向にある。

一方、65歳以上の高齢運転免許保有者は、約80万6千人で、前年同期比で約1万4千人増加(+1.8%)し、運転免許保有者の23.6%を占めている。

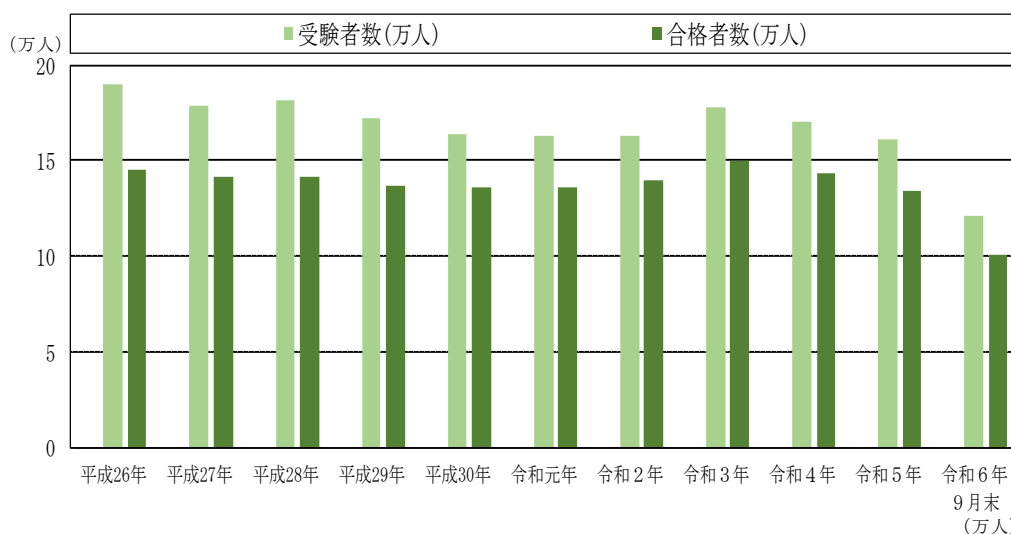


区分	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年9月末
運転免許保有者		348.0	347.7	347.4	347.1	346.8	345.5	344.1	343.5	343.1	342.6	342.1
高齢運転免許保有者		67.6	70.2	72.2	74.0	75.6	76.1	76.7	77.4	78.0	79.5	80.6
(65歳以上)	構成率(%)	19.4	20.2	20.8	21.3	21.8	22.0	22.3	22.5	22.7	23.2	23.6

2 運転免許試験の実施状況

(1) 運転免許試験の実施

令和6年9月末における運転免許試験の受験者数は、延べ約12万1千人で、前年同期比で約5千人減少(-4%)している。



区分	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年9月末
受験者数		19.0	17.9	18.2	17.2	16.4	16.3	16.3	17.8	17.0	16.1	12.1
合格者数		14.5	14.2	14.2	13.7	13.6	13.6	14.0	15.0	14.3	13.4	10.1

(2) 外国免許から日本免許への切替試験

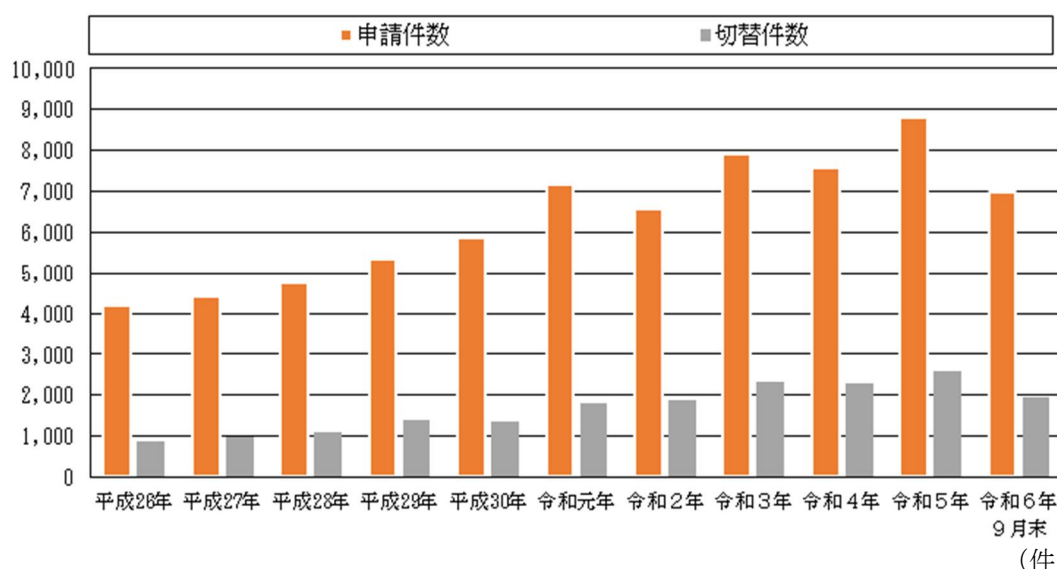
令和6年9月末における外国免許切替試験の申請件数は、延べ6,985件で、前年同期比で365件増加（+5.5%）している。

今後さらに増加が予想されることから、試験体制を強化するとともに、20言語での試験及び翻訳機の活用など、外国人が円滑に運転免許を取得できる環境の整備に努めている。



【知識の確認試験の実施状況】

注 外国免許切替試験とは、日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有していない外国等の運転免許証を日本の運転免許証に切替える際に行う知識及び技能に関する試験をいう。



区分	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年9月末
申請件数		4,177	4,424	4,729	5,345	5,849	7,168	6,575	7,909	7,561	8,807	6,985
切替件数		885	989	1,100	1,393	1,364	1,800	1,860	2,339	2,302	2,571	1,949

3 運転者教育

道路交通法等に違反する行為をし、累積点数が一定の基準に該当した者や行政処分を受けた者に対しては、その危険性の改善を図る教育として各種講習を実施している。



【運転シミュレーターの実施状況】

【各種講習】

講習等の種類	受講対象者
初心運転者講習	普通免許等取得後1年未満の初心運転者で、違反行為をし、一定の基準に該当する者
違反者講習	違反行為に対する点数が3点以下である違反行為をし、一定の基準に該当する者
停止処分者講習	運転免許の保留、効力の停止等の処分を受けた者
取消処分者講習	運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者

4 迅速・確実な行政処分

(1) 悪質・危険運転者の早期排除

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、速やかに運転免許の取消し、停止等の行政処分を行い、道路交通の場から早期に排除している。

【行政処分の執行状況】 (件)

区分	年						令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年				
取消処分	1,947	1,684	1,622	1,583	1,867	1,290	1,255	-35	
停止処分	14,046	11,436	11,457	10,605	10,594	7,969	7,254	-715	
合計	15,993	13,120	13,079	12,188	12,461	9,259	8,509	-750	

(2) 一定の病気等が疑われる者の把握

認知症等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等が疑われる運転者については、交通事故や交通取締りのほか、刑事部門や生活安全部門が取り扱う事案等あらゆる警察活動を通じて把握している。

【端緒別の把握状況 令和6年9月末】 (件)

区分	本人からの 相談	家族からの 相談	第三者からの 通報	免許証更新等 (質問票)	交通事故	交通取締り	刑法犯等逮捕	保護	その他の 警察活動	合計
件数	1,416	244	64	702	269	16	36	316	352	3,415

(3) 臨時適性検査等の確実な実施

一定の病気等により、運転免許の取消し、停止等の事由に該当すると疑う理由がある者に対しては、専門医による臨時適性検査の結果や本人から提出された診断書の内容に基づいて、行政処分を行っている。

【臨時適性検査等による行政処分の執行状況】 (件)

区分	年						令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年				
取消処分	309	292	290	299	360	273	328	55	
停止処分	305	273	290	341	373	265	293	28	
合計	614	565	580	640	733	538	621	83	

5 高齢運転者対策

(1) 高齢者講習の実施

70歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許の更新時に、安全な運転に必要な知識に関する講義や、実車講習を通じて身体機能の変化を自覚させ、個々の特性に応じた助言・指導を行っている。



【高齢者講習の実施状況】

(2) 認知機能検査の実施

75歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許の更新時に、安全な運転に必要な記憶力や判断力等の状況を確認し、認知症のおそれの有無を判定している。



【認知機能検査の実施状況】

(3) 運転技能検査の実施

75歳以上の普通自動車対応免許を有する者のうち、一定の違反歴を有するものに対しては、運転免許の更新時に、課題走行による検査を実施し、安全な運転に必要な運転技能を判定している。



【運転技能検査の実施状況】

(4) 安全運転相談の実施等

高齢者及びその家族などに対し、安全運転の継続に必要な助言・指導や、運転免許証の自主返納制度等の教示を行っている。



【安全運転相談窓口での対応】

6 運転免許証とマイナンバーカードの一体化等

令和7年3月24日から、本人の希望により運転免許証とマイナンバーカードを一体化（マイナ免許証）することができる制度が開始される。

また、これに合わせて、マイナ免許証保有者を受講対象とするオンライン更新時講習の運用が開始される。

マイナ免許証の概要

・ 運転免許証の情報をマイナンバーカードに記録

【記録する免許情報】

免許の年月日、種類、条件 等
マイナ免許証の番号、免許の有効期限、



・ 運転免許証等の所持形態は3パターン



・ 運転免許証のみ



・ マイナ免許証のみ



・ 運転免許証及びマイナ免許証の2枚持ち

・ オンライン更新時講習



マイナ免許証を所持



スマートフォン、
パソコンで講習動画
の視聴が可能

第4 効果的な交通指導取締りの推進

1 基本方針

交通事故防止に資する指導取締りを行うため、交通事故実態の分析による取締計画の策定(Plan)、取締計画に沿った活動の実施(Do)、実施結果の検証(Check)、次回計画に検証結果を反映(Act)という一連のPDCAサイクルに基づいた交通指導取締りを推進している。

2 交通指導取締りの重点

(1) 自転車、電動モビリティに対する指導取締り

ア 自転車利用者に対する指導取締り

交通事故の発生状況や地域住民の意見要望等を踏まえた「自転車指導啓発重点地区・路線」を指定するとともに、毎月2日を「県下一斉自転車指導取締強化日」に指定し、悪質・危険な行為をする自転車利用者に対しては検挙措置を講じている。



【自転車利用者に対する取締り】

【自転車利用者に対する取締状況】

(件)

年 件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	検挙件数	11,012	11,629	6,210	4,643	4,994	3,473	



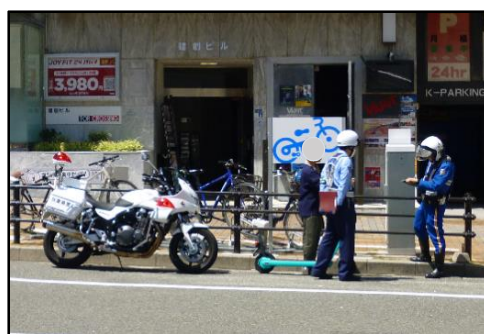
【自転車利用者に対する啓発活動】

イ 電動モビリティ利用者に対する指導取締り

違反行為に対する指導警告活動や悪質・危険な運転者に対する検挙措置を講じるとともに、警察本部員による警察署員に対する教養や現場での同行指導などを行っている。



【ペダル付き電動バイク】



【電動モビリティ利用者に対する指導警告】

(2) 横断歩行者に関連する指導取締り

ア 横断歩行者妨害違反の指導取締り

横断歩道での交通事故が後を絶たないため、横断歩行者妨害違反の指導取締りを推進している。

【横断歩行者妨害違反の取締状況】 (件)

年 件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	検挙件数	12,615	15,325	19,470	22,510	20,771	16,020	



【横断歩行者妨害の取締り】

イ 歩行者に対する指導警告の強化

道路横断中の交通事故を防止するためには、歩行者の交通ルール遵守の意識を高める必要があることから、令和3年6月1日より、歩行者の違反行為に対する歩行者指導警告書（レッドカード）を活用した指導警告活動を推進している。



【歩行者指導警告書】

(3) 飲酒運転の指導取締り

飲酒運転に関する情報や飲酒事故の発生実態の分析に基づく指導取締りを実施するとともに、同乗罪をはじめとする飲酒運転を助長する「周辺者三罪」に対する捜査を推進している。

【飲酒運転の取締状況】 (件)

年 件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	検挙件数	1,033	852	729	815	889	652	

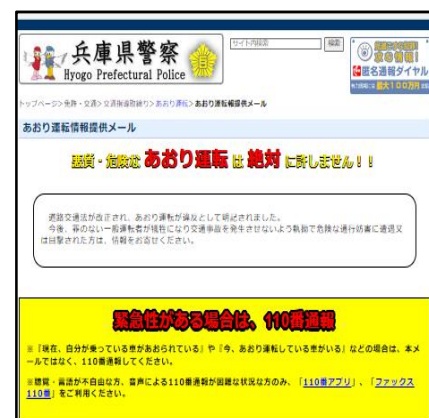


【飲酒検問の実施】

(4) 妨害運転の指導取締り

妨害運転に発展するおそれのある車間距離不保持違反等の取締りを行っているほか、県警ホームページ上に妨害運転の情報を広く募る「あおり運転情報提供メールフォーム」を開設し、寄せられたメール情報を捜査に活用するなど、悪質・危険な妨害運転の撲滅に向けた諸対策を推進している。

なお、妨害運転罪が新設された令和2年6月から令和6年9月末までの間に、18件の妨害運転を検挙している。



【県警ホームページ上のメールフォーム】

(5) 最高速度違反の指導取締り

交通事故実態を踏まえた速度取締指針を策定・公表し、各種速度取締り機器を活用した最高速度違反の指導取締りを実施している。

【最高速度違反の取締状況】

年 件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
	検挙件数	70,869	80,124	67,012	50,936	46,991	35,721	



【可搬式オービスによる取締り】

3 通学路及び生活道路における指導取締り

通学路及び生活道路において、児童等の安全を確保するため、交差点関連違反や通行禁止違反の指導取締り、可搬式オービスを活用した速度取締りなどを実施している。

【可搬式オービスの運用状況】

回数	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
		合計	386	322	465	559	533	408	
運用回数	通学路	168	126	199	171	188	138	59	-79
	生活道路	59	62	38	47	45	37	27	-10
	その他	159	134	228	341	300	233	164	-69



【通学路における取締り】

4 暴走族の取締り

県下の暴走族は、令和6年9月末で138人を把握している。

暴走族関連の110番通報は、平成13年の14,870件をピークに年々減少していたが、昨年から増加に転じ、令和6年9月末にあっては3,659件となっている。

近年は、自動二輪車等数台による短距離又は短時間のゲリラ的な暴走が主流であり、令和6年9月末では、共同危険行為等の禁止違反で2件14人を検挙している。

【共同危険行為等の禁止違反の検挙状況】

区分	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
		検挙件数(件)	9	5	5	4	2	2	
検挙人員(人)		57	73	48	36	19	13	14	1
	逮捕人員	38	45	39	25	14	13	9	-4



【暴走族の集団暴走】

5 違法駐車対策

地域住民の意見、要望等を踏まえて駐車監視員活動ガイドラインを策定及び公表し、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進している。

また、警察官による活動と併せて、警察署長から委託を受けた法人の駐車監視員 56 組 112 人が県下 24 警察署において活動している。

【違法駐車 の 検挙状況及び確認標章の取付状況】

(件)

区分	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
検 挙 件 数		13,406	12,970	12,174	10,531	9,907	7,435	7,494	59
確認標章の取付件数		64,719	64,431	60,014	54,108	51,684	38,255	38,813	558
駐 車 監 視 員		48,277	47,530	46,424	41,633	40,805	29,997	30,141	144
警 察 官		16,442	16,901	13,590	12,475	10,879	8,258	8,672	414



【警察官による駐車取締り】



【駐車監視員の活動】

6 受傷事故防止対策

交通街頭活動に従事する際には、幹部が受傷事故に対する具体的な指示を行うとともに、取締現場における活動状況の点検なども行っている。

また、平素から受傷事故防止に関する体験型及び実践型の訓練やストーリーミング動画を活用した教養により、職員の受傷事故防止に対する意識の醸成を図っている。



【夜間における受傷事故防止の訓練】

【受傷事故の発生状況】

(人)

人	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 9月末	令和6年 9月末	増減
総数		1	1	5	2	3	2	1	-1
殉職		0	0	0	0	0	0	0	0
重傷		1	0	1	0	1	1	0	-1
軽傷		0	1	4	2	2	1	1	0



【受傷事故防止のストーリーミング動画】

第5 交通事故事件の捜査

1 迅速的確な初動捜査

交通事故事件の発生を認知したときは、交通鑑識係等が直ちに現場に臨場して、路面痕跡や散乱した遺留品の採証、目撃者の確保等客観的証拠の収集を目的とした初動捜査を徹底している。



【交通鑑識係の現場活動】

2 ひき逃げ事件の捜査

ひき逃げ事件の発生を認知したときは、組織的かつ重点的に初動捜査を行い、防犯カメラやドライブレコーダーの映像収集、現場を中心とした聞き込み捜査等を徹底し、被疑者の早期検挙を図っている。

【ひき逃げ事件の発生及び検挙状況】

(件)

被害別 年別	死亡			重傷			軽傷			計		
	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率
令和元年	8	8	100.0%	37	31	83.8%	435	279	64.1%	480	318	66.3%
令和2年	4	4	100.0%	50	39	78.0%	366	279	76.2%	420	322	76.7%
令和3年	3	2	66.7%	55	54	98.2%	372	288	77.4%	430	344	80.0%
令和4年	5	6	120.0%	34	33	97.1%	304	251	82.6%	343	290	84.5%
令和5年	3	3	100.0%	38	38	100.0%	313	246	78.6%	354	287	81.1%
令和5年9月末	3	3	100.0%	30	27	90.0%	228	177	77.6%	261	207	79.3%
令和6年9月末	1	1	100.0%	29	25	86.2%	213	189	88.7%	243	215	88.5%
増減	-2	-2	0.0%	-1	-2	-3.8%	-15	12	11.1%	-18	8	9.2%

3 危険運転致死傷罪の捜査

飲酒運転、赤色信号無視等の悪質・危険な運転行為を伴う交通事故が発生した場合には、より罰則の重い危険運転致死傷罪の適用を見据えた捜査を積極的に推進している。

【危険運転致死傷罪の検挙状況】

(件)

	酒影響	薬物影響	高速運転	無技能	妨害目的	殊更無視	通行禁止	酒(3条)	薬物(3条)	病気(3条)	合計
令和元年	4(1)	1	0	1	1	8	2	2(1)	1	0	20(2)
令和2年	3	0	0	0	1	6(1)	2	5	2	8(1)	27(2)
令和3年	3	2	2	0	3	5	1(1)	3	1	2	22(1)
令和4年	7(1)	0	0	0	2	10(1)	0	4	1	7(1)	31(3)
令和5年	7	0	0	0	0	6	0	6	2	3	24(0)
令和5年9月末	5	0	0	0	0	6	0	5	2	2	20(0)
令和6年9月末	1	1	0	0	2	4	1	5	3	5(1)	22(1)
増減	-4	1	0	0	2	-2	1	0	1	3(1)	2(1)

注 「()」は、致死罪の件数である。

4 適切な被害者支援の推進

ひき逃げ事件、死亡又は全治3箇月以上の交通事故事件、危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件等の被害者等に対しては、「交通事故被害者の手引き」の交付、捜査経過の連絡、刑事手続や各種救済制度の説明等の支援活動を推進している。



【交通事故被害者の手引き】

第6 交通部執行隊の活動

1 交通機動隊の活動

白バイやパトカーの機動力を活かした主要幹線道路を中心とした交通指導取締り、事件及び事故発生時の初動対応等を主な任務とするほか、皇族や国賓等の要人警護、マラソン先導、大規模災害発生時における被災箇所の情報収集、緊急交通路の確保等の任務を担っている。

なお、白バイ乗務員の運転技能を向上させ、道路交通の安全の維持に資することを目的として開催される全国白バイ安全運転競技大会において、本県の交通機動隊の隊員は26年ぶりとなる団体優勝を成し遂げた。



【白バイによるパトロール】



【第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会における要人警護】

2 高速道路交通警察隊の活動

令和6年9月23日に北近畿豊岡自動車道において豊岡出石インターチェンジまでの2kmが延伸開通し、現在、全国第2位となる総延長713.0kmの高速道路等を管轄しており、パトカーによる交通取締りやインターチェンジ付近におけるシートベルト検問、交通事故発生時における迅速な現場臨場による的確な捜査、サービスエリア等における道路管理者等と連携した交通イベントなどの広報啓発活動等を行っている。



【パトカーによる取締り】



【淡路サービスエリアにおける広報啓発活動】

3 広域緊急援助隊（交通部隊）としての活動

交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員の一部は、国内の大規模災害発生時に被災地の支援活動を行う広域緊急援助隊に編成されており、本年1月の能登半島地震では延べ138人が派遣され、被災状況の把握や交差点での交通整理等の任務に従事した。



【能登半島地震の被災地における広域緊急援助隊としての活動】

